

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を
改正する法律案要綱

第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成三十五年五月十六日まで）を五年延長し、令和十年五月十六日までとすること。（第一条関係）

第二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成三十五年六月三十日まで）を五年延長し、令和十年六月三十日までとすること。（第二条関係）

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。（附則第一項関係）
- 二 関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第二項及び第三項関係）